

平成26年第7回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年10月23日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成26年10月23日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第128号、議案第129号
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第128号、議案第129号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
総合政策監	池町円君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	渡辺竜五君	財務課長	伊貝秀一君
農林水産課長	山本雅明君	建設課長	金田一則君

契約管理
主幹

伊藤 浩二 君

国営かんばい
推進主幹

北嶋 富夫 君

事務局職員出席者

事務局長

源田 俊夫 君

事務局次長

中川 雅史 君

議事調査
係長

齋藤 壮一 君

議事調査係

太田 一人 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第7回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、13番、岩崎隆寿君及び15番、村川四郎君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る10月21日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査に入ります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、各常任委員会審査の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第128号、議案第129号

- 議長（根岸勇雄君） 日程第3、議案第128号及び議案第129号についてを一括議題といたします。
- 市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。議案第128号でございます。佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成25年度に施行いたしました願地区小規模治山工事におきまして、架空の工事などの契約書を作成をし、不適切な支出を行ったものであります。この場をかりまして改めておわびを申し上げます。今後は、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起するとともに、私自身反省をし、職務に専念する所存であります。なお、自らを戒めるため、市長は本年11月から翌年2月までの4カ月間の給料月額を、副市長は本年11月及び12月の2カ月間の給料月額を、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする条例を制定するものでございます。

議案第129号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,767万8,000円を追加をし、予算総額を483億7,772万6,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では諸収入に願地区小規模治山工事における架空工事発注事件に伴う工事費返還金1,735万7,000円を予算計上し、歳出では改めて工事請負契約を締結し、支出をする小規模補助治山事業に1,767万8,000円を予算計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第128号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 市民も関心が高いことなので、改めてお伺いをしておきたいと思います。

今回の、先ほど市長が提案理由の説明にあったように、架空工事などに伴うことに対するものなのですが、先ほど市長自身が反省をし、私自身も職務に専念するというようなこともおっしゃったのですが、我々に示されているのは今後の改善点については3つ、1つは職員の技術力の問題、2つ目は庁内のチェック体制、四半期ごとにやるという、そして3つ目は職員の倫理という問題になっているのですが、先ほど冒頭で市長も組織という言葉も言われたのですが、私は確かに職員の個々の問題、もちろんあると思うのです。だけれども、やっぱりどんな職員研修とか、そういった企業のあれを見ても、職場全体として、やっぱりやりがいのある職場、全体として目的を達成するための職場づくりということが私欠けているのではないかというふうにも思うのですが、その辺のことについては、これ全く個々の部分が強いものですか、全体としてはその辺どんなふうに対応するつもりなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、私を含めて、個々の職員がやらなければならないことを守っていくということは、これは一番基本でありますけれども、佐渡市の組織全体として、我々は今どういう目的でやっているのかということを全体が把握をして、それに向かってみんなが一致団結をしていかなければならないというふうに考えています。したがって、平成27年度の私は重点施策の中に市職員のコンプライアンス

ということを明確にうたっているわけでございまして、そういう意味におきましては職員一丸となって、これからこういうことの二度とないような方向に持ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今度の不祥事事件の極めて深刻な面というのは、本来掌握をしておらなければならぬ課長職が自分の課を掌握し得なかったというところに極めて深刻な一面があるわけでございます。この際、組織機構をしっかりとさせるために、私は、猫のけんかではないが、年功序列というこの人事体系というものを根本的に改めて、やっぱり能力のあるやつ、組織を動かす力のある者をきちっと人事評価をして、そしてその任に当たらせるということが極めて大事だなということを今度の事件を通じて痛感しているわけでございますが、この点について市長に考えるところがあるのかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるとおり、ただ年齢を重ねたから、上に上げるということは、これはおかしいと思っております。したがって、現段階におきまして、それはそういうことではなくて、若手を上げるということを今までもやってきましたし、これからもやっていきたいと思っております。ただ、それをやる段階で、専門性というものがやっぱり必要だと思っております。課長職というのは課全体をまとめるという、これは大きな仕事があるわけでありまして、そこの中において、この課の中で専門的にこの部分は締めていかなければならないという専門的なものも配慮をしながら、いわゆる年功序列ではなくて、そういう体制はとっていかなければならないと思っておりますし、これからはその辺も留意をしてやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まさにその専門性というのは極めて大事だということは、私がかねがね言っておるところでございますが、さらに今回の事件というのは予算が流用されたと、しかも行政チェック機能を持っておるところでチェックできたものが実はチェックできないために、最後は監査委員の何でこんなに随意契約が出てくるのだという疑問から、本来の疑問ではなくて、垂流的疑問から実はこの事件が発覚したというところに深刻な一面があろうかと思うのです。例えば具体的に申し上げますが、きょうは本来そこへ来ておらねばならぬのが来ておりませんが、金の支出をつかさどっておるのは会計課でございます。本来その会計課でチェックできるのです、こんなのは、何でこんなに随意契約が出てくるのだと。ところが、そこが、それぞれのセクションが自分の本来の業務のほかに、こんなほかではなくて、本来あるのです。そこでおかしいなと言ったら、それを例えば市長、副市長にそのことをお伝えして、事前にこのようなたためなことが起こらぬようにチェックすることを組織的に確認をしておく必要があると、これが1点。

もう一点は議会です。議会の特に決算審査特別委員会、ここのところは真剣にやらないと、議会はチェック機関でございますから、これは単なる市長だけの問題ではなくて、そんなものをチェックし得ないのかという議会に対する批判も市民から私が出ると思うのです。そういう意味では、私を含めて、議員も今

までのような審査ではなくて、本当に身の入った審査をしなければならないというふうに決意をいたしておるところでございますが、前段の質問にお答えください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるように会計課でチェックということ以前に、これは農林水産課の中でチェックができるはずであります。これは、またしていかなければならないわけであります。そのところができていなかったというのが問題であるわけであります。しかし、先ほど私は専門性ということを申し上げましたけれども、それができていなかったというのは事実こういう問題が起きたわけであります。したがって、他人の目、つまり農林水産課の職員ではなくて、他の課の目をそこで光らせるという体制は今回改めてとっていかなければならない、そういうことで人事体制の中でも考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それは、担当課がチェックするのは当たり前なのだ。先ほど私は、それは課長が自分の課を掌握できないようなざままで課長が務まるのかよと、そんなのはさっさと罷免してしまえというぐらい厳しい言い方をしておるわけですが、そのほかにそれぞれのセクションでチェック機能を持っておるわけです。それは、農林水産課がろくでもないから、こんな事件を起こしてしまったのであって、それがろくでもないことをやったから、会計課もろくでもないことで見逃すということはあってはならぬのであって、それぞれのセクションがそれぞれ目を光らすことによって、こういう問題は何とかできると私は思うから、申し上げておるので、そういう横の連絡というか、例えば金を支出するのは、伝票上の処理が正確にできておるから、中身はおかしいが、支払うというような会計課の姿勢は改めねばならぬし、会計課の職員の中には、これは私も前々から気がついておったということを私に言う人がおるのです。ただ、その職員は下級職員のために、課長に進言できたかどうかということに問題はありますが、ちゃんとチェックしておるわけです。おかしいということを見つけておるわけです。見つけておったら、上司に言って、上司はさらにその上に対してその情報を提供して、善処すると、これがどうしても大事だと思うので、もう一度聞きます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の事件につきまして、もう何を言われても、私のほうからこうしますと言ってもなかなか難しいわけでありまして、もうこれが起きた以上、そういうチェックもできていなかったし、そういう資質もなかったということで、これはもう反省をしなければならないわけであります。ただ、今回の事件が起きたという以上は、二度とこれを起こさないように、今議員がおっしゃるような横の連携、あるいはそれぞれの課のチェック機能、あるいは課長の資質、こういうことを含めて総合的に対応してまいり、二度とこういうことが起こらないようにこれからは進めてまいりたいということでございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） それでは、お願いいたします。

きのう、おとといですか、議運において市長のほうから終始低姿勢な、自らを戒めて、今後に気をつけるという話があったのですが、きょうまた来て聞いてみると、本当のこの事件の問題ということを市長は全然理解していない。これは法律違反なのです。頭下げて済みますということではないのです。それをあなたがどこまでわかってくれるかと、きのう、おととい聞いたら、以後しっかり戒めてやっていきますと言ったけれども、今回も、加賀さんがああいうことをおっしゃっておりますが、これは平らにも、平たくも何にもないのです。職員があなたの流儀で言う法律違反をやった。そして、架空工事をおっ立てた。これ二重の法律違反をやっておることと市長に対する全く職員の背信行為、このことについてあなたがこう騒ぎになるまで知らなかったのかどうなのか。実際監査委員の指摘があるまであなた自身知らなかったのかどうか。一番整理すると、肝心の法律違反をやった職員に対する、罪は憎んで人は憎まずというあなたのお考えなのでしょうけれども、非常に私に言わせれば軽い。これ刑事訴追されたら、実際首ですよ。それは、職員を上手に今後人材を発掘するのは難しいし、見逃すところは見逃して、気をつけさせたいという親心があだになってしまっている。だから、もう一回確認しますが、あなたこれ、さほど重要に考えていないのではないのかな。この地方自治法違反、あるいはその違反に対して、あなた自身がどこまで本当に自覚しておるのか。これは、職員のことではなくて、一番わかりやすいのは、あなたが許可をして印判押さなければ、こんな提案もできなければ、こういう騒ぎにもなっていない。そうすると、あなたがめくら印押したか、あなたの印判を担当課の課長が勝手に偽造して押したか、そこへ行ってしまうのです。そこまで私は詰める気持ちはありませんけれども、実際の問題点、これはどこにあったのか、こういうことで、ですから私は議会にも、市民にも重ねて頭を下げるのだと、そういう結論に行かないと、今のままだと、市長がそうおっしゃったからと、この前の状況を見て、アンケートを見ても、市長与党というか、シロアリの数を勘定すると、通ってしまうのです。そういう議員がもちろんイの一番に襟を正さなければなりませんし、議員自身がチェック機能をあえて放棄するというような暴挙はやってはいけないと私は皆さんにお願いしたいのですが、そこのところをもう一回、市長、確認させてください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身、大澤議員は、反省していないのではないかとということではありますが、決してそんなことではない、本当に反省をいたしているわけでありまして、何も職員だけがだめで、私は関係ないということでもない。きょうの提案の中でも私はそういうふうに、私自身反省をしながら、これからこういうことのないように職務に専念をするということも申し上げたところであります。さらには、記者会見でもそうでありまして、また10カ所におきましてタウンミーティングもやらせていただいたわけですが、その際にも市民の方々におわびをするという、本当に、言葉は悪いですけども、針のむしろの上に座っているような感じで、本当にそういう意味では反省をしていかなければならないということをお願いしてきてきたわけでありまして、今後二度とこういうことのないようにという決意を新たにして、一から出直すということをお願いしているわけでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今の市長の答弁の中で、私があくまでも物足りぬと思うのは、市長が今申し上

げたのは、結果が出てからの市長の反省と態度です。市長のところには事業をやりたいという要望を上げた担当課の課長はもとより、市長は、あるいは副市長は、上がってきた契約を恐らくもって見たのでしょう。見たのであれば、その時点で話がどうとかならなければならぬと思うのですが、今の市長の話は、マスコミが騒いだ、あるいは職員の中もざわざわしてきた、議員が目ざといのが聞いて、話が起きたと、そういうようなこと以後のあなたのこれから先の反省です。その前に、この架空事件が持ち上がった、それはあなたは知らなかったと、こう言う。では、平成25年の3月議会のときに、あなたは事業を完成したということで印判押しておるでしょう。そういうときの慎重さ、あるいはこれは大丈夫なのかと担当課長を呼んで確認するというようなことをやっておれば、その時点で架空工事というようなものは起きてこない。それと、もう一つ、信賞必罰は私も大いに結構ですが、職員があなたをこれだけこげにしたのです。あなたの知らぬ間に架空工事をでっち上げて、そして議会へ出してくるというようなことをやろうとした。この行為は、幾らたってもこれは拭い去れません。ですから、私の言うのは、以後の反省はわかりました。ただし、その過程で、専門職も結構ですが、私が煩雑過ぎて、事業が多過ぎて目を通せなかったことに起因しますとか、あるいは副市長も自己が、あるいは煩雑に事業計画が進んでおって、目を通さなかったとか、そういうことをまず先にわびなければ、これひとり歩き事業計画がしておるといような話になってしまいます。だから、私はそのところを市長はどこまでわかっておったのか。架空工事が起きたときにあなたは市長という立場におったのだから、もちろん、だからそのことをどうあなた自身が判断したのか。それが架空工事であって、監査委員から指摘されたなら即、担当職員を含めて、副市長とあなた方急施会議をやらなければならぬでしょうが。そういうときの反省があなたの言葉の中に出てこない。そうすると、これを、私はこんなことであなたに協力して、悪く言われたくないけれども、おまえも議会に行っておって何しておるのだという電話がががが来ております。だから、私は市長に言うことは、あなただけが逃げて通れる話ではないのだと。事の重大さ、大変です。今、国会でも同じような、似たような問題で騒いでいますが、まことしやかにそれもまたその問題を起こした業者が一旦返金をしてもらって、またそれを受けて仕事をやるというように聞いておりますが、そういったことがそもそもおかしいのではないかと、常識的に神経が狂っておるのではないかと私は申し上げたい。普通だったら、架空工事やったら、そんなものは次のときは排除して、入れませんよ、本来なら。どういう人があなたにそういうご進言をして、そういう見解、考え方になったか知らぬけれども、ここまで先、話をしてください。これから先は気をつけるなんていうのは、もう言わぬで結構です。あなたが今こうなってしまって、大澤ごときにこういうことを言われて怒り心頭するか知らぬけれども、事実は事実。だめなら、私は行政裁判を打ってもいいのです。それは小淵優子と同じ、打ってもいいのです。でも、そこまでやる必要があるのか、市長、副市長の見解、当時、そしてそれにぐるぐる、ぐるぐる駆けずり回った陰の責任者、そういう人たちが実際に反省したという言葉が前へ出てこない。このことについてお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大澤議員のおっしゃることは、そのとおりであるわけでありませぬけれども、私どもの組織というのはそれぞれの責任を持ってやる担当者がいて、その上に係長がいて、補佐がいて、課長がいる。そして、その上に関係課があって、副市長、市長という形で流れてくるわけでありませぬ。したがって

まして、私が今回の事案につきまして、事件につきましてはそういう指摘があった、その段階で私が把握できたということでございます。これがもっとも横の連携あるいは縦の連携というものができていれば、こういうことはなかったのかもわかりませんが、事実今回のものについてはそういうことでもあります。したがって、そのことが発覚をいたした、すぐに副市長を調査の委員長として、責任者としてその調査に入ったというのが今回の流れであります。ただ、今も行政の膨大な業務がいっぱいあるわけですので、最初の部分から市長、副市長がそこにタッチをするということは、これは不可能なわけですので、今後は、今後とも、それぞれ縦の流れ、横の流れというものを通りがよいような形で、何か問題が起きたら相談ができる、そういう体制はとっていかねばならないというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） では最後に、だめなら私は行政訴訟を起こしますから、それは楽しみにしておってください。何とんでも理解できない。市の責任者は甲斐さんですよ。甲斐市長ですよ。セクションがたくさん分かれておいて、私が目を通せなかったと。それはそういうことは、人間だし、あると思いますが、それまで架空事業計画をお立てして、そしてそのお立てした連中があなたにないしょで落札をした業者のところへ行って、前の金を返してくれ、そして随意契約であなたにやるから、それも1つお駄賃を上へ乗せてやるというような話をあなたが気がつかぬところでやっておいたということになれば、まさにあなたは裸の王様ですよ。それを自覚して、私はあなたにもっと奮い立ってもらいたいということをお願いをしたくて言っておるのです。課長諸君は、責任は最後は市長だからというような考えあるかしらぬ。でも、これは本当に、高野さんもあっちこっち穴だらけの市長であったけれども、こういう議会をなめたやり方はなかった。そして、あなたがその後、副市長を引き継いで、そして市長になって、2年目、後半に入っているわけですが、その中でこんな事故が起きて、私が知らなかったではそれは通らぬ。あなたが歩いてきた道は、あなた自身が自覚しておるエリート職の県職から、そして市長におりてきて、みんなあなたがそれぞれ大ベテランだと思っております。だから、私はその意味で、副市長がプロパー出身の今の金子副市長をあなたが選んだということは大いに賛成だ。だけれども、おのずから副は副なのです。では、そういったことで時間も費やしまして申しわけありませんが、ではこれ架空工事がでっち上がった時点であなたは業者には会いましたか。業者に会って、これは架空で、一切問題にならぬと、それから入札もお断り、あなたは入れることをお断りしますというような自覚がありましたか、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ほどご答弁申し上げましたように、この架空というものの事件が発覚をした、これは議員から言うと申しわけない話でありますけれども、その発覚をした時点、その時点で私もその報告を受けたわけでございます。したがって、そこで、先ほどから申し上げているように、調査を開始をいたしたと、こういうことになるわけであります。したがって、その調査を開始し、今、議会にもこのことをお願いをいたしているわけでありまして、その業者の方とは私自身はお会いをしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） いいですか。この事件は、新聞沙汰になったり、今この臨時会についてもいろんな

質疑があります。この問題については、確かに憂慮することではあるのですけれども、職員を戒めること、これは大変大事なことだと思います。さりとて、職員がこれによって萎縮されては困るのです。やはり市民のために、こういったことで萎縮されて、市政に対して建設的な意見が出なくなるとは困ると。私もたびたび今回について市長に尋ねていますけれども、やはりこういうことによって職員はびりびりしております。やはりこういうことによって萎縮して、そして職場の雰囲気というものが悪くなっては何にもならないと私は感じておりますので、その点はどうか、聞きたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

市政運営は、私一人でやっているものではございません。職員と一緒にこれを進めていかなければならないものであります。したがって、それは大きな輪のもとにやっていかなければならないと思っておりますが、ただし悪いことは悪いこと、いいことはいいことということを明確にしていかなければならない、そのスタンスで臨んでまいりたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 答弁いただきましてありがとうございます。やはりこれでもって解決するならば解決をして、しっかりと職員の職務を全うしてもらいたいということと、こういうことについて来年度につきましてはやはり挽回してもらいたいと私は思っておりますので、答弁要りません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今回の架空工事発注事件、そしてそれが不適切事務処理であったということは、非常に大きなことだと思っております。そのことについて、市長を始め皆さんが反省しておられるというお気持ちはとてもよく伝わってきています。しかし、今回このように処分を決めましたと言われていることについて、なぜ、何に対してこの処分を決めたのかということが市民には伝わってこないというところで私は質問させていただきたいと思っております。一体何が起きたのかというところで幾つかご説明をやっぱりいただかないと、なぜこの処分に至ったのかというところがわからないのです。何が起きたのかというところで、これはもちろん架空工事発注というところは、それは表面でありますけれども、事の始まりというのは一番最初の初期の見積もり、ここに問題があったというふうに考えております。私は、資料請求をしまして、初期の見積もりがどうだったのか確認したいと思いましたが、初期の見積もりは出てきませんでした。それでは、役所の中にそれが保管されていないのであれば、業者のほうに出してもらえばいいではないですかとお伺いしましたが、業者のほうもそれはパソコンをかえたので、もうありませんということでは、私どもが聞いている説明では、この業者は正確で迅速に仕事をするから、この仕事を頼んだのだという説明を聞いておりますが、その初期の一番最初の大事な見積もりが出てこない、これでは何も確認のしようがないなど、ここのところをどういうふうに調査されたのか、そこをお伺いしたいと思っております。

それが1つと、もう一つは昨年8月21日に初めて業者がこの工事変更について、1,050万でやるところが、索道をつけるということで1,700万強になるという説明をしに来たときに、およそ当初の予算から1,600万ほどふえる、その説明を聞きながら、担当者は頭の中で500万ほどふえるだけだと、こう思ったと

いう、ここが非常に飛んでいるのです。何度この説明を聞いても、1,600万ふえるという説明を聞きながら、頭の中で計算して、500万しかふえないと、そう思い込んだというところはどう聞いても、これ私も市民に説明ができないのです。ここをどう説明されたのか、ここを私も市民に説明したいと思えますけれども、改めて市長の口からご説明をいただきたいと、お伺いしたいと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 当初の申請の段階でございます。これは、農林水産課の担当のほうで県と相談をした上で申請をしております。その積算根拠が存在しないということでございますけれども、それは私どもでは県と立ち会いをしながら、この現場の必要性、さらには金額も査定されたということで了解をしているところでございますし、それからさっきの約1,700万円が500万円に勘違いしたことが納得できないという話でございます。前回の定例会でも話をしましたように、私ども全く理解はできません。だけれども、これは担当者の頭の中でございますので、理解できないといっても、そのときに本人が理解をしたと言っておることでございますし、それで上に上げた数字では500万という数字が上がってきたということでございまして、理解できないのは我々も全く理解できませんが、これが事実でございまして、これ以上、本人に何度追及しても、それ以上の回答は返ってきませんので、そこは、それはそれとして、次に進んだということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井議員、議案第128号は特別職の給与の減額でございますので、簡潔にお願いをいたします。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、その当初の見積もりというものが無いと、確認できないということがこの問題の一つの大きなポイントだと思っています。つまり問題というよりも、私は事件だと思っています。これがないままで、このことはもういいのだとするということはおかしいと思えます。このことは、またぜひ委員会の中でも審査していただきたいと思えますが、1,600万円ふえるというところが500万円なのだと、本人の頭の中でそういう何か誤作動したとしても、それを未然に、それ違うだろうとするのが上司の役割だと思うのです。そうすると、上司はどう処理したのですか。そんな誤作動が今に至っても誰も理解できないままで、ここに浮上しているというのがおかしいと思うのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○2番（荒井眞理君） 市長、副市長の処分に至る中身がわからないので、質問しています。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 当初の申請段階の決定ということについては、これは私そこまで突っ込んで調査はしませんでした。これは、ないということですので、多分ないのだと思えます。しかしながら、先ほども話をしましたように、これは我々の事業ではなくて、県単ということで、県も現地調査をして、県もその中で了として認めていただいておりますので、その経過については、もし追及するのであれば、担当課の当初にさかのぼって追及する以外ありませんので、実際ないということであれば、ないのだと思えます。

それから、500万の話ですけれども、それがその段階で各補佐なりに詳細に説明をしておれば、解決できたのだと思います。それができていなくて、3月になってからやっと、これはおかしいということで上司に報告したということで、その間全く担当者と上司との連絡がなかったということが今回の原因でございますので、何度も話をしますように、これを上司に相談ができる体制、それから上司が監視ができる体制をつくるということで解決していきたいというふうに思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今の説明は、全く納得がいきません。この点に関しては、また委員会の中でも質疑をしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） さきの9月議会で、この部分は補正から抜いて、議案そのものが取り下げられたものです。9月29日に市長は、なぜ取り下げたのかということに対して、整合性を欠いていた、違っていたのでということでありました。今回出されている資料を見てもわかるのですが、89万6,000円の誤差、前回との誤差があるということで、これはまず間違いないのだろうなということを確認したいのが1点です。何を言いたいかということ、ご承知だと思うのですが、これ議会とすると産業建設常任委員会の中で実際具体的なやりとりが行われて、私は総務文教常任委員なのですが、総務文教常任委員会は予算ですけれども、中身がわからずに、なかなかわかりにくい部分があるのです。実は前回のことで言うと、産業建設常任委員会から出た意見、先ほど議会の責任あるという話もありましたが、産業建設常任委員会から総務文教常任委員会に上がってきた意見は、いろいろ問題はあるが、これでよしというような意見だったというふうに私は捉えたのです。ところが、最終日になったら、整合性を欠いていたということで取り下げられたことがあるもので、私はちょっと気になるのですが、これで間違いがないのかということが1点と、もう一つは終わった事業ですから、業者の見積もりだとか、積算根拠だとか、いろいろあるのだけれども、何を物差しとして終わったのかということ、適正な利益の問題もあるでしょうから、そこが私しっかりしないと、ああでもない、こうでもない、こっちの見方で言うと、これが正しいのだ、こっちの見方で言うと、これが正しいのだということに私なっているのではないかというふうに思うのですが、間違いがないのかということと、ここにも標準歩掛で計上ということになっているのだけれども、そういった終わった事業に対するきちんとした物差しで物事を見ないと、これはけりが見つからないというふうに私は思うのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） ご説明いたします。

通常ですと、市が設計をしたものに対して業者が仕事をするものです。これは、中間で、設計ということと業者の出来形ということが行き違いと申しますか、口頭で説明をしたり、現地に合わせたということがあります。これは、いろんな工事でもそうですけれども、見積もりで積算するもの、決められた歩掛かりで積算するものがあります。これを我々は設計をしまして、最終的には業者で出来高というものと比較をしながら決定をするわけでございますけれども、今回のものについては既に工事は終わっております。しかも、我々の設計も終わっております。ところが、我々前回提案したのについて、委員会のほうで、どうもこれはおかしいのではないかと申すことが数回ありました。したがって、それが委員会中に解決できませんので、一旦取り下げをさせていただいて、今回改めて内容を調査をさせていただきました。今回提案したものが最終ということでお願いをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確認だけですが、早くこの問題はけりをつけて、前段にもあったように、組織全体をどうしていくかということに私は専念すべきだと思うのだが、そうすると今副市長のお話だと、これで間違いないという理解でよろしいですね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 最終の数字は、これで間違いありません。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 今ほど同僚議員から、きちっとした物差しで積算して支払うべきだということが指摘されました。先日の議員全員協議会のときに配られた資料によりますと、今回変更になった部分は復旧工の田んぼ復旧、道路復旧がそれぞれ標準歩掛で計上すると減額になりますよということでありました。しかしながら、9月議会の委員会においては、索道のケーブルクレーンのところで、実は撤去費用が業者のほうが見積もりが落ちていたのだ、それで40万2,328円、市で積算すると増額になるのだと、差し引き直接工事費で20万減額で、諸経費込みで28万減額になるのだということだったのですが、9月議会には、本来なら1,857万から28万減額して1,830万支払うと言えば、9月議会のときにはこれ通ったのに、それをあくまでも1,857万にこだわったんですね、執行部は。今回出てきたのは、そのケーブルクレーンの40万何がし増額になりますよと9月議会に説明した部分が今回また落としてきているのです。何をもちきちんとした数字なのか。言っていることがころころ、ころころ変わっているのです。役所の積算は、こんなに変わっていいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） このケーブルにつきましては、賃貸料については見積もりでございますし、そこに積み上げをして、積算をしております。前回委員会に出したものが、業者のものと我々のものも、いずれも据えつけ、撤去とも一式ということで出ております。ここで据えつけ、撤去というしっかりと明確に明示をされておりますので、我々は、それを我々が積算すると、もう少し賃金等がふえるのではないかと申すことでもございましたけれども、これは私ども関係技術の課長さんとも相談をしまして、出来形で据え

つけ、撤去がこれでできたという出来形ということでございますので、これでできれば、それで、その額を積算とするのが正しいだろうということで相談した結果、これは減額ということではなくて、業者から出てきた額を決定としたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） そうすると、役所にとって都合のいい部分は役所の積算、物差しで減額しましたよ、都合の悪い部分は業者の見積りのままで払うのですよという解釈になりますよね。それと、9月の委員会のとき指摘したのは、そもそも本当にこの業者が使ったクレーンの能力でよかったのか、公に積算した場合にはどうだったのかと聞いたときには、担当者はその根拠を示すことができなかった。なぜこの1.5トンの48馬力のクレーンが必要なのかということが明確に答弁されていないのです。だから、先ほど中川議員がきちんとした物差しで積算すべきだということを指摘しました。このことをこんな調子で、都合のいいところだけ役所の数字、都合の悪いところは業者の数字、こんなことをやっていたら、業者からも市民からも公共事業の積算について信頼を失いますよ。このことはどうお考えですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） ご説明いたします。

おっしゃるとおりでございます。私ども先ほど前段話をしましたように、本来であれば市の設計が先で、それに合わせて仕事をするのが当然でございます。しかしながら、今回のやつは現場で担当の指示、口頭指示というもので事業が終わっております。その中で、それではどっちをとるかということでございますけれども、それは我々と、これはでき上がったものに対しての設計でございますので、業者との話し合いの中で、それでできるということであれば、その額でお願いするということで、これは、私どもは業者ともこれは了解済みということでございましたので、それを了としたところでございまして、本来であれば我々の設計優先でございまして、我々の正しい設計の中で、あとは企業努力でどうしようと、それは業者の責任で施工することでございます。したがって、今回は非常に異例でございまして、でき上がったものに合わせるということでございましたので、我々も通常あり得ないこともあるわけでございますけれども、業者との話し合いの中ということを非常に大事にしまして、担当者との決め事ということを最終的には参考にして、今回の設計を組ませていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） それでは、業者の言いなりに役所のほうで見ているという話になってしまいますよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番（金光英晴君） そうではないです。きちっとこの工事の積算を出すには、公の積算基準に基づいて算出するようになりますよ、だからこれだけしか払えません、あるいはこれだけ払いますということをきちっと出さなければ、この数字そのものもいいのか悪いのかわからないではないですか。適正なのか否か。それほど役所の積算というのはたらめなのですか。だって、現実問題にして、では業者が打ち合わせのときに索道を大きなものを使わなければならないと言ったらそれを認める、そしてその額を満額認めていくというようなやり方では、今後問題が起きるのでないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 説明します。

おっしゃるとおり、業者の言うとおりにやっていたら、今後そういう問題はたくさん起きます。それは、起きていけないことだと思いますけれども、今回現場でそういう指示をされて、その品物を使うことを了としたという経過があるものですから、結果論だと思いますけれども、これは本来あるべきことではないです。それは、全く理解をしておりますけれども、今回は、しかも架空契約と言いながら、その工事費を了として契約結んだ経過もあるわけですので、これは全く異例だと思いますけれども、合わせざるを得ないと。それをもとに戻って設計するのであれば、業者にしても、それでは当時の現場の指示は何であったかということだと思いますので、全く我々もまずい現場の指示だと思いますし、まずい設計のはじき方だと思います。しかし、今回はこうせざるを得なかったというのが我々の結果でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第128号及び議案第129号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第128号、議案第129号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第128号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成25年度願地区小規模治山工事における不適切な事務処理に対する懲戒処分として、市長及び副市長の給料月額から

10分の1に当たる額を減じるよう佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を制定するものであります。なお、その期間は、市長にあっては本年11月1日から平成27年2月28日まで、副市長にあっては本年11月1日から12月31日までとするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。再発防止のため、市の組織体制について再検討すること。

議案第129号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、平成25年度願地区小規模治山工事における不適切な事務処理に係る精算経費を計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,767万8,000円を追加し、予算総額を483億7,772万6,000円とするものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、小規模補助治山事業について。当該経費は、平成25年度の願地区小規模治山工事における不適切な事務処理に係る精算経費であるが、このような事務処理は、絶対にあってはならないことであり、市行政に対する市民の信頼を大きく失墜させる極めて憂慮すべき事態である。さらに、市は9月定例会において正確性に欠く補正予算の提案を行い、これを撤回するという失態を演じ、議会を大きく混乱させた責任は極めて重大である。よって、市長は、大いに反省するとともに、その責任の重大さを改めて認識し、再発防止に万全を期すこと。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第128号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑に入ります。

金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） それでは、佐藤委員長に質問いたします。

議案第128号は、先ほど説明があったとおり、佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についてですが、さきの9月定例会で委員会でも否決され、本会議でも否決ということを受けて、再提案をされている議案です。それで、今回の提案では、給与の減額の期間が前回の提案より長くなっています。そのことについて、総務文教常任委員会では具体的にどのような議論があったのかということをもっと最初の質問とさせていただきます。

それから、意見のところ、再発防止のため、市の組織体制について再検討することということになっておりますが、具体的な議論等が、きょうの審査時間、余り長い時間ではございませんでしたが、具体的な議論がなされたのか。この2点についてお伺いをいたします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、金田議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、1番目の給与の減額の期間が前回より長いと、1カ月長いということでもあります。これにつきましては、前回の処分が委員会の中では軽いという意見が多数であります。それと、もう一つ出たのは、他の市の現状も確認して、それも参考にしようという意見も出されております。

2番目の市の組織体制についてということですが、これについては議論はなされておられません。以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 委員会でいろんな意見が各委員からあったと思いますが、前は軽かったということで、今回の懲戒処分は妥当ということで、賛成多数ということになったのだと思いますが、それでも甘いのではないかというふうな意見があったのかどうかということをお聞きしたいですし、それから職員の方も既に処分を受けておりますが、そのあたりの処分との比較しての考え方が何か出されたかということをお伺いしたいです。

それと、2番目の組織体制についての具体的な議論はなかったということなのですが、執行部から再発防止に向けた対応策等もペーパーで配られておりますけれども、そのあたりのことでは不十分なので、組織も検討するべきという意見となったのかということをお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） お答えいたします。

ほかに意見が出たかということでもあります。意見の中には、市長自身、副市長ではなくて、市長自身の処分がまだ軽いのではないかという意見もありました。それと、市長につきましては出張が多くて、管理がなかなか行き届かない、そのために見直しをすべきであるという意見も出ました。処分だけではなくて、やっぱりこういう事態については再発防止策をきちっと考えるべきであるという意見も出されております。それと、職員との比較ですけれども、職員については一応処分の対象は決められたものがあります。特別職につきましては、そういう決められたものがないので、これにつきましてはやっぱり1回目の答弁にありましたように、他の市のところも参考にしようという意見が出されております。

それと、組織体制につきましては、これは1回目と同じように、議論というもの、意見というものは出ておりませんが、やはり見直しをきちっとすべきであろうということは皆さんの意見の一致したところであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第128号についての質疑を終結いたします。

これより議案第128号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成26年第7回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 村 川 四 郎